

◆令和2年度 各種講習別案内◆

| 講習種別 | 講習番号 | 講習日 | 定員 | 受付期間 | 講習会場 | 備考 |
|-----------------------------|---------------|------------------|-----|---------------|-----------|--------------|
| 甲種 防火管理 新規講習 (13回) | 20-1-1101001 | 4月21日(火)・22日(水) | 190 | 3月9日～3月16日 | 埼玉県農業共済会館 | 2日間講習 |
| | 20-1-1101004 | 5月27日(水)・28日(木) | 190 | 4月7日～4月14日 | | |
| | 20-1-1101007 | 6月16日(火)・17日(水) | 190 | 4月20日～4月27日 | | |
| | 20-1-1101008 | 6月25日(木)・26日(金) | 190 | 5月14日～5月21日 | | |
| | 20-1-1101010 | 8月20日(木)・21日(金) | 190 | 7月8日～7月15日 | | |
| | 20-1-1101012 | 9月17日(木)・18日(金) | 190 | 8月6日～8月13日 | | |
| | 20-1-1101014 | 10月20日(火)・21日(水) | 190 | 9月9日～9月16日 | | |
| | 20-1-1101015 | 10月27日(火)・28日(水) | 190 | 9月15日～9月22日 | | |
| | 20-1-1101018 | 11月25日(水)・26日(木) | 190 | 10月13日～10月20日 | | |
| | 20-1-1101019 | 12月16日(水)・17日(木) | 190 | 11月4日～11月11日 | | |
| | 20-1-1101021 | 1月27日(水)・28日(木) | 190 | 12月10日～12月17日 | | |
| | 20-1-1101024 | 2月16日(火)・17日(水) | 190 | 1月5日～1月12日 | | |
| | 20-1-1101025 | 3月11日(木)・12日(金) | 190 | 1月27日～2月3日 | | |
| 甲乙同時 防火講習 (2回) | 20-3-110-1006 | 6月3日(水)・4日(木) | 190 | 4月9日～4月16日 | 埼玉県農業共済会館 | 乙種1日 甲種2日 |
| | 20-3-110-1022 | 2月3日(水)・4日(木) | 190 | 12月15日～12月22日 | | |
| 甲種防火 管理再講習 (2回) | 20-4-1101002 | 4月23日(木) 午前 | 190 | 3月11日～3月18日 | 埼玉県農業共済会館 | 半日講習 |
| | 20-4-1101016 | 10月29日(木) 午前 | 190 | 9月17日～9月24日 | | |
| 防災管理 新規講習 | 20-5-1101005 | 5月29日(金) | 190 | 4月8日～4月15日 | 埼玉県農業共済会館 | 1日講習 |
| 防火・防災 管理新規 講習 (7回) | 20-6-1101003 | 5月14日(木)・15日(金) | 190 | 3月30日～4月6日 | 埼玉県農業共済会館 | 2日間講習 |
| | 20-6-1101009 | 7月8日(水)・9日(木) | 190 | 5月27日～6月3日 | | |
| | 20-6-1101011 | 9月8日(火)・9日(水) | 190 | 7月28日～8月4日 | | |
| | 20-6-1101013 | 10月8日(木)・9日(金) | 190 | 8月26日～9月2日 | | |
| | 20-6-1101017 | 11月11日(水)・12日(木) | 190 | 9月30日～10月7日 | | |
| | 20-6-1101020 | 1月13日(水)・14日(木) | 190 | 12月2日～12月9日 | | |
| | 20-6-1101026 | 3月18日(木)・19日(金) | 190 | 1月28日～2月4日 | | |
| 防火・防災 管理再講習 | 20-8-1101023 | 2月5日(金) 午後 | 190 | 12月17日～12月24日 | 埼玉県農業共済会館 | 半日講習 |

◆ 防火・防災管理講習受講料等規定 (抜粋)

第2条 受講料

- (1) 甲種防火管理新規講習 8,000円
- (2) 甲種防火管理再講習 7,000円
- (3) 甲乙同時防火管理講習 甲種 8,000円 乙種 7,000円
- (4) 防災管理新規講習 7,000円
- (5) 防火・防災管理新規講習 10,000円
- (6) 防火・防災管理再講習 7,500円
- (7) 再交付手数料 2,000円

第3条 講習を受けようとする者又は修了証の再交付を受けようとする者は、一般財団法人日本防火・防災協会（以下「日本防火防災協会」という。）が指定する決済代行会社を通して日本防火防災協会に、前条に定める受講料に、前条に定める受講料等を納入するものとする。

2 前項の受講料等は、原則としてこれを返戻しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 自然災害、その他の事故等により、日本防火防災協会が講習を中止し、又は講習日時もしくは講習場所を変更したために、受講できなかった場合

(2) 本人の責めに帰すことのできない事故等により、受講できなかった場合

(3) 前各号に掲げるもののほか、日本防火防災協会が相当の理由があると認めた場合

3 受講料納入後にキャンセルした場合は、これを返戻しない。ただし、キャンセルを申し出た日によって次の手数料を差し引いて受講料の一部を返戻する。

(1) 受講日の16日前まで・・・1,000円

(2) 受講日の15日前から前日まで・・・3,000円

4 受講料等の返戻を受けようとする者は、日本防火防災協会のシステム又は別記様式により日本防火防災協会に申請するものとする。

5 日本防火防災協会は、前項の申請があったときは、これを審査し、第2項のただし書きに該当すると認めるときは、システム又は申請書に記載された口座に当該受講料等を振込み、返戻するものとする。

付則 この規程は、令和2年3月1日から施行する。